

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例を制定
することについて

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例を別紙のとおり制
定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 2 項の
規定により提供する特定乳児等通園支援に係る利用者負担額等を定めるため、
制定するものであります。

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により提供する特定乳児等通園支援に係る利用者負担額等について、必要な事項を定める。

(利用者負担額)

第2条 子ども・子育て支援法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもの保護者が、その子どもについて同法第30条の15第1項の規定により本市の認定を受けた場合で、その子どもが特定乳児等通園支援を利用したときの利用者負担額は、1名につき1時間300円とする。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、規則で定めるところにより特定乳児等通園支援に係る利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額の不還付)

第4条 既に納付された利用者負担額は、特別な理由がある場合を除き、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例を制定
することについて

1 条例制定の背景

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されました。この事業は、令和 8 年度から新たな給付を伴う事業として本格実施されますが、国は、利用料の一部については利用者負担とし、その目安を示しています。本市では、市内全ての施設において利用者負担額が異なることなく、国の基準に基づく統一した支援の提供を図るとともに、特定の理由に限り、利用者負担額の一部を減免することを目的として、特定乳児等通園支援に係る利用者負担額等を定めるため、条例を制定するものです。

※ 「特定乳児等通園支援」とは、特定乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者で、乳児等支援給付費の支給対象となる事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けたものをいう。）が提供する乳児等支援給付費の支給対象となる乳児等通園支援をいう。

2 条例で定める主な内容

(1) 利用者負担額について

本市における特定乳児等通園支援を利用する保護者から徴収する利用者負担額については、国が示す目安である 1 名につき 1 時間 3 0 0 円とすること。

(2) 利用者負担額の減免について

市長は、規則で定めるところにより特定乳児等通園支援に係る利用者負担額を減額し、又は免除することができること。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例施行規則制定案のあらまし

1 減免の基準

利用者負担額の減免の基準は、次のとおりとすること。

要件	減免額
生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合	子ども 1 名につき全額免除
保護者及びその保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合	子ども 1 名につき 1 時間 2 4 0 円を減額
保護者及びその保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税所得割の額を合算した額が 7 7, 1 0 1 円未満である場合	子ども 1 名につき 1 時間 2 1 0 円を減額
要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯のうち、市長が認めた場合	子ども 1 名につき 1 時間 1 5 0 円を減額

2 減免の手続

- (1) 利用者負担額の減免を受けようとする保護者は、乳児等通園支援利用者負担額減免申請書に減免の理由が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならないこと。
- (2) 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、乳児等通園支援利用者負担額減免承認・不承認通知書によりその保護者に通知するものとする。
- (3) 利用者負担額の減免を受けた保護者は、その理由が消滅したときは、直ちに乳児等通園支援利用者負担額減免理由消滅届を市長に提出しなければならないこと。

3 様式

規則の規定により使用する様式を別に定めること。